

県指定天然記念物の指定についての報告

文化財課

県天然記念物「ミヤコカナヘビ」の指定

沖縄県文化財保護条例第32条第1項の規定により、「ミヤコカナヘビ」を沖縄県天然記念物に指定した。

指定の日は、沖縄県公報に掲載された6月11日となる。

- 1 名称 ミヤコカナヘビ
- 2 地域 地域を定めず指定する。
- 3 解説

ミヤコカナヘビは、宮古島市(宮古島、池間島、大神島、伊良部島、下地島、来間島に分布)の固有種で、地元では方言でクースファヤなどと呼ばれ親しまれている。背後に林地を控えた草地を中心に、農耕地周辺の草地などの人為的攪乱を受ける場所にも見られるが、近年その生息地は限定されてきている。

宮古諸島は地史的には更新世中期に水没していたとの説もあるが、一方で幾つもの固有種を擁するなど、その陸生生物相の成立過程はまだ十分に解明されていない。そのなかで本種は、地理的に隣接して分布するアオカナヘビやサキシマカナヘビよりも、台湾や中国大陸の種と系統的に近く、宮古諸島の地史やこの地域の陸生生物相の成り立ちを考えるうえで高い学術的な価値を有する。また、琉球列島産の他の2種とは進化的に独立して緑色の体色を獲得したと考えられることから、トカゲ類の体色の進化を考える上でも重要である。

このように本種は、生物地理学、進化学の観点から貴重であり、生息地も限定されその絶滅が危惧されるところから、指定して保護する必要がある。

- 4 これまでの経緯
 - ・ 平成19年9月4日付け諮問第4号で「ミヤコカナヘビ」の指定について、県教育委員会より文化財保護審議会に諮問。
 - ・ 平成19年10月22日、沖縄県文化財保護審議会から第3専門部会に調査を指示。
 - ・ 平成21年8月29日以降、現地調査を実施し、第3専門部会で指定の可否について検討。
 - ・ 平成31年1月、第3専門部会において、調査結果および答申案をまとめる。
 - ・ 平成31年3月28日、文化財保護審議会において、第3専門部会から調査結果の報告がなされ、審議の結果、指定についての結論がまとまった。
 - ・ 平成31年4月19日、津波高志文化財保護審議会会長から平敷昭人教育長に答申が手交された。
 - ・ 平成31年4月23日、教育長専決により、県天然記念物「ミヤコカナヘビ」の指定が決定した。
 - ・ 令和元年6月11日、沖縄県教育委員会告示第5号にて指定する旨、公報掲載された。



図1：ミヤコカナヘビ全体写真